年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

福井国民年金 事案 101

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から40年3月まで

私は、昭和 36 年 10 月に他府県の事業所を退職し、地元に戻って同月から父の自営業を手伝うようになった。国民年金への加入手続や保険料の納付については父母が行ってくれていた。

社会保険庁の納付記録では、昭和37年8月から40年3月までの間が未納となっているが、52年当時、旧A市が発行した納付記録では37年8月から38年7月までの間は納付済みとなっており、保険料を納めた証は無いが未納となっていることに疑問を感じている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を すべて納付している。

また、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の父母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から満60歳に到達した時点までの保険料をそれぞれ完納しているほか、申立人の妻は、婚姻前の厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後から国民年金に加入し、満60歳に到達した時点までの保険料を納めており、同居親族の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、婚姻後に申立人の父から、「家族全員が自営業であるので、老後のことを考えて、息子の保険料も20歳から納めてきている。」と聞かされたことを記憶しているほか、自分の保険料も義父が納めてくれていたと供述している。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 52 年ごろ旧A市が交付した国民年金被保険者台帳の写しが貼付されており、当該台帳の申立期間に係る昭和37年8月から38年7月までの期間は納付済みと記録されていることが確認でき、納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料(付加保険料を含む)については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月及び同年11月

私は、昭和50年10月18日に旧A市役所において、国民年金と併せて付加年金に加入する手続を行い、国民年金加入期間については未納が無いと信じていた。

平成 18 年 11 月 6 日に社会保険事務所において国民年金保険料納付記録を照会したところ、20 年 7 月 16 日に申立期間に係る保険料納付の事実が確認できない旨の回答があり、驚いている。

また、上記の回答において、国民年金の資格取得年月日が昭和50年12月18日から同年10月18日に訂正されたことにも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国 民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している(申請免除期間を除く)。

また、申立人に係る国民年金保険料については、申立期間直後の昭和 50年 12月から 61年 3月までの期間及び平成 17年 11月から満 60歳に到達する時点まで定額保険料に加えて付加保険料が納付されている上、平成 16年 5月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際、国民年金への加入手続を適切に行うなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金の資格取得日についてみると、①申立人が所持する国民年金手帳、②社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿、及び ③旧A市が保管する国民年金被保険者名簿において、いずれも相違しているなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む)を納付していたものと認められる。

福井厚生年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社。以下同じ。) C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月2日から41年10月1日まで 年金記録を確認したところ、昭和40年6月2日から41年10月1日ま で厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を得た。

昭和32年10月12日からD株式会社(後に合併しA株式会社となる。) に入社し、33年3月20日に同E支店に転勤後、40年6月2日に同C支 店に転勤になり、平成4年1月31日まで勤務した。

厚生年金保険に加入後は、退職まで一貫して給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、1年4か月の被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和40年6月2日に同社E支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 10 月の社会保険 事務所の記録から、4万2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人 がA株式会社E支店から同社C支店に異動した3か月後に、申立人と同様 に同社E支店から同社C支店に異動した申立人の同僚も申立人と同一日に 同社C支店で資格を再取得していることから被保険者期間の欠落が生じて おり、事業主は届出誤りの可能性を認めていることから、当該社会保険事 務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所 は、申立人に係る昭和 40 年 6 月から 41 年 9 月までの保険料について納入 の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 103

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年6月まで

平成19年10月9日に社会保険事務所で国民年金の納付記録を確認したところ、昭和47年2月から同年6月までの期間について納付記録が確認できない旨の回答を受けた。

しかし、私は、両親から必ず国民年金の加入手続をするように言い聞かされていたので、昭和 47 年 3 月に婚姻に伴いA市に転居してからすぐにA市役所B支所で国民年金の手続をしたと思う。国民年金保険料の納付については、地区の人が自宅へ集金に来ていたので、毎月、集金人を通じて納付組織に納めていた。年金記録に未加入期間があることが納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年3月に婚姻し、直ちに国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48 年9月 18日に払い出されており、資格取得日は同年 10 月1日で、被保険者種別は任意加入であることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない未加入期間である。

また、申立期間当時(昭和 47 年 1 月 5 日から同年 12 月 10 日までの期間)に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人の氏名を確認することができない上、同じA市内で二重に国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録 は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうか がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月31日から34年7月6日まで 私は、昭和31年12月1日に(株)Aに見習として入社し、途中で社 名が変わったものの、50年5月まで同社に勤めていた。この間、転職及 び退社など一度もしたことが無いので、申立期間について被保険者資格 が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和31年12月に(株)Aに入社し、50年5月の退職までの間、転職及び退社など一度もしたことが無いと主張していることから、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和 31 年 12 月と 34 年 7 月の 2 回において厚生年金保険の資格を取得していることが記録されているほか、整理番号に欠番も無い。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同僚等の供述も得られない上、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から同年8月まで

② 昭和42年10月から43年3月まで

平成 17 年 7 月の年金裁定請求時に社会保険事務所で年金記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、申立期間①及び②の両社において事務を担当していたことから社会保険関係の加入手続も私自身が行っていた。また、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しており、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の事業所に勤務していたことは、申立内容などから推認することができるが、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①の事業所は昭和 42 年 10 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主に当時の状況を照会したが回答は無く、申立期間②の事業所を承継した事業主は、「当時の関係書類を全く残していないため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の事業所に事務担当者として採用 され、申立人自身が社会保険の加入手続を行っていたと主張しているが、 申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは確認できず、当該事業所 に関する社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、 申立期間中に採用された数名の勤務者(資格取得者)の記録はあるものの、 申立人の記載は無く欠番も見られない上、申立期間①及び②に係る雇用保 険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。